

事業主の皆様へ

栃木労働局からのお知らせ

最低賃金の引上げに向けた

中小企業・小規模事業者への支援策について

栃木県の最低賃金(時間額)は、平成28年10月1日で751円から775円に引き上げられます。

これを踏まえ、賃上げに対する2つの助成金について、助成額等の拡充などを行っております。

賃金の引上げを平成28年9月30日までに行う場合も対象となるため、ぜひご活用ください。

助成金名	拡充のポイント	受付窓口
業務改善助成金	引上げ額に応じた助成コースを追加し、助成率も拡充します。	栃木労働局雇用環境・均等室 ☎028 - 633 - 2795
キャリアアップ助成金(賃金規定等改定(処遇改善コース))	中小企業が有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合に助成額を加算します。また、特例的に、平成28年8月24日以降に上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。	栃木労働局職業安定部職業対策課 助成金事務センター ☎028 - 614 - 2263

※ 参考リーフレット

別添 [1-1 業務改善助成金の拡充のご案内\(PDF:183KB\)](#)

[1-2 業務改善助成金の概要\(厚生労働省HPへリンク\)](#)

別添 [2-1 キャリアアップ助成金の拡充のご案内\(PDF:183KB\)](#)

[2-2 キャリアアップ助成金の概要\(厚生労働省HPへリンク\)](#)